

地域計画を変更する件（長井市告示第253号）に関する意見書の提出について

- 1 提出方法は、直接持参、郵送、ファックス及び電子メールによる（電話不可）。
- 2 意見書は日本語に限る。
- 3 個人の場合にあつては氏名、住所、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。
- 4 意見書の内容を公表する場合がある。
ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があること。
- 5 意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- 6 地域計画の案以外に対しては意見書が提出できない。
- 7 送付先 山形県長井市栄町1番1号 長井市農林課農政振興係
FAX 0238-87-3369
e-mail noushin@city.nagai.yamagata.jp